

二十世紀初期における中国の国会速開請願運動(一)

楠 瀬 正 明

はじめに

周知のように、日露戦争後、清朝は憲政視察のために5人の大臣を海外に派遣し、彼らが帰国後に立憲制採用を上奏したのを受けて、1906年9月1日、予備立憲の上諭を公布する。これ以後、立憲運動は公然とした運動として展開された。1909年末から4次にわたって全国的運動としておこなわれた国会速開請願運動は、最も高揚した立憲運動であった。しかし従来、この時期、いわゆる辛亥革命期の中国をみる視点として、清朝打倒をめざした勢力を「革命派」とみなし、清朝体制下で立憲制への改革を画策した勢力を「改革派」＝「立憲派」＝「反革命派」と捉える見方が主流をしめ、そのため立憲運動は「革命に反対する改良運動」と評価されてきた。

ところが近年、革命派と改良派との対立・相違をことさら強調する見方が是正され、清朝がおこなった新政政策、とくに立憲政策への関心がたかまり、立憲派の研究も深まり、多くの貴重な成果が蓄積されてきた。本論でとりあげる国会速開請願運動についても、「全国的な大衆運動」とか「大規模な愛国的な大衆的民主主義運動」と評価されるようになった¹。しかしながら、国会速開請願運動がどのような大衆運動であったのか、そこにどんな民主主義的要素があったのかについては必ずしも十分な考察がなされていないように思われる。

国会速開請願運動が江蘇省諮議局の提唱によって始められ、諮議局議員

の請願運動から次第に広範な人々が参加する運動へと発展していったことはよく知られている。しかし諮議局議員を後援するために結成された「請願速開国会同志会」が、第二次請願運動以後、全国的な組織へと拡大し、請願運動を推進していったことはあまり論及されてこなかった。

本論では、第一次から第四次にわたる国会速開請願運動において、国会の速開を求める「同志会」が各地で結成され、全国的組織に発展して請願運動の中心的役割をはたしたこと、その際、集会、演説、請願署名、デモ等、民衆を啓蒙するさまざまな活動がおこなわれて運動が大衆化していったことを明らかにしながら、国会速開請願運動がどのような大衆運動であったのか、そこにどのような民主主義的内容がもりこまれていたのか、という点について考察していきたい。

一．第一次国会速開請願運動

(1) 国会速開請願代表団の結成

国会の速開を求める請願は、1907年9月、湖南省の憲政講習会による請願を皮切りに、清朝の予備立憲の公布後に簇生した立憲団体を中心としておこなわれたが、それは1908年8月に「憲法大綱」「議院法要領」「選挙法要領」「逐年籌備事宜清單」が公布されて、とくに9年後に国会を開設することを明示し、その間、毎年実施すべき憲政準備を規定した「逐年籌備事宜清單」が提示されたことで、一応の終息をみた。今回の国会速開請願運動は1909年9月に成立した諮議局によって提唱され推進されたが、その主張は1917年に国会を開設するという「逐年籌備事宜清單」の憲政実施プランでは、中国の内外の切迫した事態を打開できないと認識し、国会の早期開設を求めるものであった。請願運動の発起人は江蘇省諮議局議長の張謇であり、江蘇省諮議局が全国の諮議局にむけて1909年12月中旬に代表を上海に派遣し、連合して国会速開の請願を推進するよう呼びかけた。各省諮議局の賛同をえるために江蘇省諮議局は方惟一、孟庸生、楊翼之の3人

の議員を派遣し工作にあたらせた²。

この呼びかけにこたえて上海に集まった各省代表が、12月18日から25日にかけて予備会議をおこない原案をまとめ、27日に正式会議を開いて、請願書に署名する者は諮議局議員に限ること、請願書の筆頭署名者を直隸省代表の孫洪伊とすること、都察院に代奏を請願する者は北京に赴く代表者とすること、代表団の幹事4人を推薦すること等を決定した³。翌日にも各省代表による談話会が開かれ、請願代表は1910年1月11日までに北京に到着すること、請願代表を後援するために「請願速開国会同志会」を組織すること、諮議局議員に限らず、請願に署名した人を会員とすること、連絡のための「総機関」を上海に設置すること等を決めた⁴。さらに12月30日にも会議を開き、2年以内に国会を召集し、来年臨時会を開催すると決めていた請願要求を、来年に国会を召集し、速やかに議院法、選挙法を定めることに修正した⁵。

かくして上海にいた請願代表たちは南京、漢口を経て1月10日北京に到着し、瑠璃廠小沙土園の崑新会館を代表団事務所に定めた。北京に到着した請願代表たちは1月14日に談話会を開き、16日に請願書を提出することを決定し、決定どおり16日、19省の諮議局代表が国会速開の請願書を都察院に提出した⁶。さらに翌日開いた談話会で軍機大臣に国会速開の要請をすることを決め、「公推」された孫洪伊等6人があいついで軍機大臣に謁見して、慶親王を始めとする軍機大臣から一定の賛同を獲得している⁷。にもかかわらず1月30日に国会速開の請願を却下する上諭がだされ、第一次請願は失敗した。

以上が第一次国会速開請願運動の経緯である。上述したように国会速開請願運動は江蘇省諮議局がリーダーシップをとって推進されたが、直隸省で独自の動きがあったことに触れておきたい。

(2) 直隸省の憲政研究会の動向

諮議局が成立した直後の1909年10月24日、直隸省の「紳士」が、国民の

憲政知識を啓蒙することを目的として憲政研究会を組織した。この日の参加者は百数十人で、「公挙」により24人の「組合員」（幹事のようなもの）を選出した⁸。そのうち21人が諮議局議員であった。憲政研究会のリーダーシップは諮議局議員がにぎっていたといえるであろう。この憲政研究会が10月29日、全国の諮議局や団体に向けてつぎのような電報を打っている⁹。

中日間で結ばれた7月の新条約〔旧暦7月20日に調印された「閩島に関する日清協約」と「満州五案件に関する日清協約」－〔 〕内は筆者注、以下同様〕は〔中国にとって〕種々の失敗である。各国がこれに応じて同じような条約を結べば、中国の危機は目前のものとなる。我が省はすぐに政府に挽回をはかり、失敗の罪をつぐなうよう電報で要請した。どうか各省が連合して〔この条約を破棄するよう〕努力しようではないか。云々。

各地の諮議局や自治研究所等から返電があったが、その多くは主旨に賛同すると同時にどのように対処するのかという問合わせであった¹⁰。これに対して憲政研究会は、11月8日、各省の諮議局宛に、「直隸省では諮議局と離れて実行することとし、〔全国の団体等に〕電報で条約の破棄を訴えるほかに、総督や軍機大臣に上書の代奏を要請する」と返電している。そして21日には憲政研究会の代表が直隸省総督に面会して上記の条約破棄の代奏を要請すると同時に、軍機大臣にも同様の代奏を要請し、さらに政府にも条約の破棄を求める請願書を送付している¹¹。

このように憲政研究会が、1909年9月4日に日清間で調印された「閩島に関する日清協約」と「満州五案件に関する日清協約」に反対し、条約の破棄を求める運動を全国の諮議局や諸団体に呼びかけていた矢先、諮議局の連合によって国会速開をはかるために派遣された江蘇省諮議局議員の楊翼之が天津を訪れた。諮議局の連合による国会速開という提案を憲法研究会は受け入れ、すぐさまメンバーの一員で諮議局議員でもある王法勤を山西省等への工作に派遣している¹²。上海の諮議局代表者会議に直隸省から孫洪伊、王法勤、張銘勲の3人が派遣されたが、いずれも憲政研究会のメ

ンバーであった。その後、憲政研究会は12月14日にも上記の条約破棄を求める第二次上書を政府に提出している。憲政研究会は直隸省の国会速開請願運動でも先導的役割を果たした。

上述したように、江蘇省諮議局が国会速開請願運動を提唱する直前、満州問題をめぐる日本との条約調印を中国の滅亡につながると危機感をつのらせた直隸省の憲政研究会が全国的な条約破棄を呼びかけていた。この直隸省の憲法研究会を中心とした動向が、江蘇省の提唱した国会速開の請願を全国的運動へと発展させていく上で一定の促進的役割を果たしたものと捉えたい。

(3) 籌還国債会の結成

直隸省でもう一つ注目すべきことは、天津総商会の提唱によって籌還国債会が結成されたことである。11月20日に発表された「籌還国債会縁起」によれば、オランダのハーグでの平和会議で中国の財政を外国の管理下に置くことに決まったという情報が伝わってきたことが籌還国債会結成の動機となり、外債によってイギリスの植民地になったエジプトの二の舞を中国がふまないために、国民の力で外債を償還することが提唱されたとのことである。この「縁起」の中で注目すべきことは、「将来、国債がきれいに償還されたときは財政が整理される日であり、国会が開幕する日でもある」と、籌還国債会の結成が国会の速開と関連づけて提唱されていたことである¹³。

ところで、この天津総商会の提案は直隸省布政使の支持を得た上で、総督の同意を経て軍機処に呈上され、その認可を得ており¹⁴、籌還国債会はいわば政府公認の運動として始まった。その後、直隸籌還国債会簡章草案が提示され、それに呼応して浙江省や江西省等でも草案が作成され、全国各地で募金活動がおこなわれていった。ここでは国会速開請願運動との関連がより鮮明に提示されている浙江省籌還国債会について、その結成大会の様態と籌還国債会簡章草案を中心にして言及しておきたい。

浙江省では12月23日におこなわれた「紳・商・学」界による籌還国債問題の談話会から9回の準備会を経て、翌年1月23日に籌還国債会結成大会が開催されている¹⁵。巡撫をはじめとする省政府首脳を含め約三千人が参加し、大会は次のように進められた。

- ① 発起人による開会宣言。
- ② 臨時議長の推挙。
- ③ 幹事による結成までの情況報告。
- ④ 書記による章程の改正報告。
- ⑤ 討議事項：(イ)「経収処」(募金収集所)の分設、(ロ)実行方法、
(ハ)省城の各界代表の公挙、(ニ)府に分会の結成を要請、
(ホ)調査員の公挙。
- ⑥ 演説。
- ⑦ 閉会。

このような集会の式次第を示したのは、幹事や代表等の選出にあたって多くの場合に「公挙」されていたこと、集会では演説がおこなわれていたこと、を筆者が着目していることを指摘しておきたいためである。なおこのような式次第は籌還国債の集会だけでなく、国会速開請願を求める集会でもほぼ同様であった。

さて、この大会で決定された事項で注目されることは、まず⑤の(ハ)の各界代表として、紳界、学界からそれぞれ8人が「公挙」され、商界は総商会傘下の「業董」が責任を負うこととなったこと、すなわち籌還国債会の運動が「紳・商・学」界のイニシアチブで推進されたことである。つぎは⑤の(ロ)の募金の集め方において、特派員による演説や白話文や絵画による宣伝が提示されており、文字の読めない社会層にまで募金の対象が想定されていたことである。さらに(ニ)で府に分会の設置が提唱されており、省全体に籌還国債会を組織しようとしていたことである。後述するように、運動の担い手、特派員の派遣による民衆への啓蒙工作は国会速開請願運動とほとんど類似している。

つぎに浙江省籌還國債會簡章草案について触れたい。この草案は全8章16節からなっているが¹⁶、国会速開請願運動との関連で、つぎの3点を指摘しておきたい。第一は、「國債額の一定額を集めたら政府に国会速開を請求して人民に財政を協賛する権利を得せしめる」と、外債返済のために国民から募金をつのが、国会速開と直結されて規定されていることである。これは前述の天津總商會の意図をより明確にしたものといえる。第二は、「籌還國債會は直隸省がまず唱え、わが浙江省がこれについだ。各省を連合して全國總會を共同で組織し統一を期すべきである」と、全國的組織の結成を提唱していることである。第三は、浙江省での募金を集める組織として、「省城に總事務所を設立し、全省の勸導方法を統括する。各城鎮郷、各団体に広く事務分所を設け、國中のみんなが外債の返還を緩やかにすべきではないことを知らしめ、愛國の本心を激発させる」とのべているように、城鎮郷という地方レベルに「事務分所」を設置し、省＝「總事務所」が統括するという省全体を網羅する募金収集ネットワークが構想されていたことである。このような全國的なネットワーク構想が実際にどの程度実現されたのかわからないけれども、第一次の国会速開請願が失敗した後、国会速開運動が諮議局を中心とする運動からより広範な運動へと展開し、国会速開請願同志會が結成された背景には、ほぼ同時進行していた籌還國債會のこのような全國的組織と地方レベルのネットワーク構想が大きな影響を与えたものと思われる。

ところで、『時報』は社論「敬告籌還國債會及國會請願代表」（12月22、23日）で、次のように籌還國債會の運動と国会速開請願運動とを合体すべきであると主張した。すなわち、籌還國債會の運動には、①外債を返還する目的が達成できるか、数年前の「國民捐」のように失敗しないか、②集めた募金を政府が他に流用しないか、③政府が今後、借款しないか、という問題があり、国会速開請願運動には、①先の皇帝の諭旨で決定された國會の開設時期を短縮できるか、②國會の開設期限を短縮することは「特別の權利」を求めることであるから、國民は政府に「特別の義務」を提供し

なければならない、という問題があるが、もし国会速開請願の目的が成功すれば籌還国債会の3つの問題も解決することになるから籌還国債会の運動と国会速開請願運動を一体化すべきである。籌還国債会は集めた募金を国会速開請願運動の費用に提供し、国会速開が成功した後に、籌還国債運動を推進すべきであると。

膨大な外債を国民の募金によって返還することを、国民の政府に対する「特別の義務」とみなし、そのみかえりに国民が政府に対して「特別の権利」として国会の速開を要求するという主張は、籌還国債会と国会請願同志会とをうまく結びつけ、国会速開を可能にする「戦術」であった。籌還国債会を提唱した天津総商會が国会速開を念頭に置いていたことを考慮すれば、『時報』の社論が主張するように、両者の一体化は不可能ではなかったはずである。しかし両者の間でどのような合体の動きがあったのか、国会速開請願運動の指導者が合体を拒否したのか¹⁷、籌還国債会の運動がいつどのように収束したのかも、今のところ明らかにしえない。

二. 第二次国会速開請願運動

1910年1月30日、国会速開を却下する上諭が公布され、第一次請願が失敗すると、北京の代表団はただちに會議を開き、2月6日に繼續して請願することを決め、6月16日に都察院に第二次の国会速開請願書を提出した。提出された請願書は10通で、その筆頭署名者はつぎのようであった。

1. 直省 [全国の省] 諮議局議員代表 孫洪伊
2. 直省商會代表 沈懋昭
3. 蘇州及び上海商會代表 杭祖良
4. 南洋雪蘭峨 [セランゴール] 二十六埠中華商會代表 陸乃翔
5. 澳州 [オセアニア] 華僑代表 陸乃翔
6. 直省教育會代表 雷奮
7. 江蘇教育總會代表 姚文枬

8. 直省政治団体代表 余徳元
9. 直省紳民及び旗籍紳民代表 李長生, 文耀
10. 東三省紳民代表 喬占九

諮議局議員代表だけでおこなわれた第一次請願に比べて、第二次請願は商会、教育会、さらに憲政籌備会のような政治団体、紳民や八旗、華僑等が参加した幅広い請願運動に発展した。第一次請願運動が失敗した後、請願運動がどのように組織的に再編強化され、運動が発展していったのかという問題に焦点をあてて、以下考察していきたい。

(1) 国会速開同志会の結成

前述したように上海に集まった諮議局代表たちが、北京に赴く代表たちを後援するために「請願速開国会同志会」を組織したが、北京に赴いた代表たちは、1月22日の代表団の談話会で、請願速開国会同志会を組織することを再確認し、その規約を作成している¹⁸。規約は以下の8条であった。

- 一. 宣統元年に各省で速開国会の請願に署名した人が本会会員となる。
- 二. 本会は国会の成立する日まで解散しない。
- 三. 本会の会員はみな輿論を鼓吹し、各種社会に遊説し、手分けして請願して国会の成立を促す責任がある。
- 四. 各省は4人以上の幹事を置き、各省の会員に通告したり、他の省の通信にあたる。
- 五. 本会の幹事は各省の会員が推挙して決めて本会に報告することとする。しかし推挙して決めるまでは暫く今回、上海に来た代表か、北京に赴く代表かが担当する。
- 六. 新会員の加入は各省幹事或いは会員の紹介による。
- 七. 本会は上海に通信の総機関を設け、江蘇省の幹事か他省の幹事が上海でその任にあたる。
- 八. 本会が必要とする経費は、各会員が分担する。各省は少なくとも年に百元以上を納めるが、その半分は総機関に納めて、共同の支出に

備え、残りの半分は各省に納め、各省の利用に供する。

この規約からつぎの3点を指摘しておきたい。一つめは、会員の加入を諮議局議員に限定せず、同志会の拡大・強化が提示されていること、二つめは、上海に置かれたのは「通信の総機関」にすぎず、同志会は省を結合の単位としたゆるやかな全国組織であったこと、三つめは、当面は各省の諮議局から選出された代表が各省の幹事をつとめると規定されていることから、北京の請願代表団が事実上、各省の幹事の集団となり、請願運動のイニシアチブを握ったことである。

第一次請願が失敗した直後の2月6日、北京の代表団は請願運動を継続することを決めるとともに、請願速開国会同志会を「請願即開国会同志会」に改称し、全12条の「請願即開国会同志会簡章」を制定している¹⁹。

「簡章」が「規約」と大きく異なったところは、「本会は上海に総部を設け、北京とその他の各地に支部を設ける。宣統2年2月までに一律に成立することををはかる」と規定されたように、上海を「総部」とし、北京や各省を「支部」とする同志会の全国的組織づくりが提唱された点である。しかし上海が総部としていかなる権限をもつのかは新たに明記されなかった。上述した請願即開国会同志会への改称、「簡章」の制定にみられるように、運動の指導権は北京の請願代表団が保持していたといえるであろう。2月6日の会議では、さらに次のようないくつかの重要な決定がなされた²⁰。

- 一. 第二次請願を来年の陰暦二月末におこなう。
- 二. 各省は同志会を結成し、その状況を来年の陰暦一月末までに北京の事務所に連絡する。
- 三. 直隸、江蘇、広東の3省が近隣諸省に特派員を派遣して、請願運動の発展をはかる。
- 四. 同志会に加入した各省の「紳・商・学」界の各団体と一般人は、来年の陰暦4月の間に、一面では督撫に上書し、一面ではそれぞれ代表を挙げて上京し、陰暦4月20日までにそろって都察院に請願書を提出する。

この決定の四によれば、諮議局代表による請願とは別に、「紳・商・学」界の団体と一般人民による国会速開の請願が提示され、しかも請願書を都察院に提出する日が陰暦2月末と陰暦4月20日と別個におこなうことが構想されていたことになる。

この決定のなかでとくに注目しておきたいのは三で、同志会支部の結成を促進するために、直隸省、江蘇省、広東省から近隣諸省に派遣される特派員の任務が、次のように指示されていたことである²⁰。

- 一. 特派員は赴いた各省で早く同志会支部の設立を促し、また商会、学会、その他の団体を遊説し、それぞれが代表を挙げて、国会速開を継続して請願するために、陰暦4月末までに一律に上京するよう期する。
- 二. 各省の商会、学会、その他の団体を遊説して、その組織に憲政に関する雑誌や新聞、ピラ、演説、白話報を利用して広く宣伝し、人民の憲政知識を高めるよう依頼する。
- 三. 特派員が省に赴いた時、その省が府・庁・州・県の商会、学会、自治研究会に演説会を開き、その際、「憲政浅説」や白話報を配布して演説の便宜をはかるよう通告する。
- 四. 各省は紳民の名義で代表を挙げ、請願上書すること。署名者は必ず府・庁・州・県に広がり省城に限らないようにすべきである。署名人数は多ければ多いほどよい。もし最初で署名者が少なければ、2回、3回と運動して署名者を増やし請願勢力を強化するようにし、一般国民を喚起するために人に署名を勧めるときは演説をおこなうこと。
- 五. 直隸省、江蘇省、広東省、湖北省の4省の商会が、全国各省の商会にそれぞれ代表を挙げて漢口で大会を開き、漢口から北京に赴いて上書請願しようと通告している。もし特派員が各省に赴き工作した際、4省と共同で請願を発起する動きがあれば、北京の代表団に連絡して欲しい。

この特派員に対する指示は重要な内容を含んでいる。一つは、請願運動を盛りあげるために会員の拡大だけでなく、できるだけ多くの国会速開に賛同する署名を集めること、その際、集会を開いて国会速開の演説をおこない、新聞・雑誌・ピラを利用し、民衆にわかりやすい憲法浅説や白話報を発行して、「一般国民」の意識を喚起することが提唱されていることである。この点は前述した籌還国債会の募金収集方法とほぼ同じやり方であり、国会速開運動の大衆の広がりを考える上で重要である。ここではこのような提案が第二次請願運動の時期になされていたことを確認するだけにとどめ、具体的には第三次請願運動以後に改めて論及したい。

もう一つは、特派員が省一府一庁一州一県という地方行政組織に設置された商会、教育会、自治研究会等のネットワークを利用しながら運動の支持基盤を拡大しようとしていることである。このような着想が「紳・商・学」界の支持をほりおこし、後述するように同志会支部の結成に有効に作用したものである。

さて3月にはいると、「国会請願代表が今日（3月13日）各界を集めて会議し、請願同志会の詳細な章程と宣言書を公決した」²¹とか、「国会請願代表が昨日（4月3日）各界を集め大会議を開き、同志会章程を公決し、会の名前を国会請願同志会と定めた。本会は政党ではないので宣言書を意見書に改めた」²²との報道がなされているように、同志会は名称を「国会請願同志会」に改称し、「国会請願同志会意見書」をとりまとめ、「国会請願同志会規約」を新たに制定している。

「国会請願同志会規約」（全16条）の主なものを列挙すれば²³、

- 一. 本会は総部を北京に設け、支部を各省および各埠に設ける。
- 二. 総部の幹事は、書記、庶務、会計、交際の四科とし、その人数は事務の多少により定める。幹事部の弁事細則は幹事部が定める。
- 三. 総部の幹事は各支部の成立を促し、各支部と協力して運動を推進する責任がある。
- 四. 支部の幹事は広く会員を集め、総部と協力して運動を推進する責

任がある。

である。「請願即開国会同志会簡章」と比べて、①北京が請願運動の本部となり、規約上でも運動のイニシアチブが北京に移ったこと、②本部の幹事と支部の幹事の役割分担や協力関係が明確となり、会員の増加や支部の拡大が規定されて同志会の組織が整備されたこと、が指摘できる。

このように「国会請願同志会規約」が請願運動の組織的發展において重要な意味をもったのと同じように、「国会請願同志会意見書」も以後の国会速開請願運動を推進していく指針を提示した重要なものであった。

「国会請願同志会意見書」²⁴の内容は3つの論点から構成されている。

第一は、国会を速開できれば、すべての貧弱の根源を除去できると主張している点である。意見書は、中国の貧弱の原因が、①君民の情感が通じていないこと、②官僚が責任を負わないこと、③財政が困窮していること、にあると指摘し、国会が速開できれば、3つの弊害を除去できると縷々説明している。

第二の論点は、国会を速開できるとの主張で、最も重要な論点である。意見書は国会速開に反対する理由に、①資政院と国会とは類似しているから、別に国会を開設する必要はない、②人民の程度が低いので国会を速開できない、③立憲政治を実施するための準備ができていない、という3点があると指摘し、それぞれ詳細な批判を加えている。要約すれば、①については、資政院章程によれば、君主が大臣に代わって責任を負うことになっている点、資政院の議員が官選と民選の混合である点、議長・副議長が議員による選出ではなく官選である点、をあげて、資政院が国会とは異なっており、国会の開設が必要であると主張している。②については、人民のなかの一部が選挙権を与えられ、選挙権をもつ者のなかの一部に被選挙権が与えられるので憂慮するにあたらぬし、諮議局の経験は人民の程度が足りていることを証明していると述べている。③について、政府が公布した立憲制実施までの9年間の準備案で国会開設と関係しているものは、憲法、議院法、議員選挙法、予算案くらいで、いずれも容易に準備し

制定できると主張している。

第三は、国会を速開するには政党の準備が必要であると主張している点である。イギリスや日本等を事例として、憲政をおこなうには政党が必須であり、国会が召集されたときには、国会請願同志会を政党にすべきであると提唱している。

以上、説明したように、「国会請願同志会意見書」は、国会を速開しなければならない理由、国会速開後に期待しうる政治的展望、同志会の政党としての将来的役割を明確に述べており、国会速開請願運動の基本的課題が明示された綱領的文献ともいえる内容であった。

(2) 国会速開同志会支部の結成

上述したように、第一次請願が失敗した直後に、「請願即開国会同志会」が組織され、支部を結成することが提唱されてから、各省に支部がつくられていった。『申報』や『時報』『大公報』等の新聞には、「請願即開国会同志会」「速開国会請願同志会」「国会請願同志会」「請願速開国会同志会」等、さまざまな名称で支部の結成や動向が報道されている。従来、「同志会」支部についてはほとんど論及されていないので、省支部の結成状況を列挙しておきたい。

①山西省

「農・商・紳・学の各界が2月13日に会議し、2月21日に国会期成会を結成することを決め、参加した30余人で投票により「公挙」して正会長に劉篤敬、副会長に曾紀綱を選出し、評議員20人は農会、商会、教育会、諮議局、自治局から各5人を選出することとした」²⁵と「国会期成会」の結成を報じた記事と、「我が省の同志会はすでに成立し、劉篤敬を正会長に、曾紀綱を副会長に選出した。また幹事20人余りが府・庁・州・県に支部を組織するため赴いた。白話で書いた概説を編集しあちこちで演説して一般人民を喚起しようとしている」²⁶と「同志会」の結成として報じた記事があり、両者の錯綜

がみられるが、ともあれ山西省では2月21日に、「農・商・紳・学」の各界によって支部が結成された。

②湖南省

3月上旬に湖南省では同志会分会が開会され「職員」を選挙している。教育会、商会も代表を挙げ北京へ赴くことになっており、自治団体は左学謙等を、自治研究所も王綬文を請願代表に選出している²⁷。

③上海

上海では4月5日に「同志会上海支部」の第一次談話会がおこなわれている²⁸。

④山東省

山東省の諮議局と「学・商・農・工」の各界が、4月16日、北京の代表団に同志会を結成したとの電報を寄せている²⁹。

⑤福建省

福建諮議局から国会請願同志会を成立したとの電報が、4月16日に北京の代表団に寄せられている³⁰。

⑥貴州省

貴州省の諮議局から4月16日、北京の代表団に国会請願同志会が成立したとの電報が寄せられている³¹。

⑦吉林省

吉林省の請願代表から同志会が成立したとの電報が、4月17日、北京の請願団に寄せられ³²、「先日、紳・商・学の各界の全体大会を開き、幹事慶錫侯、陳子侯等を選定し、紳董公所を借りて本会の事務所とした」³³、「吉林の紳・商・学界がすでに文書を〔請願〕代表に選出した」³⁴とあるように、吉林省では4月中旬に同志会分会が成立し、「紳・商・学」の各界による大会で幹部を決定し、請願代表を選出している。

⑧安徽省

4月21日、教育会、農会、商会、路鉱会が請願速開国会同志会の

全体大会を開き、「簡章」を決め、北京に赴く代表2人を推挙している³⁵。

⑨広西省

5月3日、広西省諮議局から北京の代表団に、同志会分会が成立し、蔣継伊が総幹事に、呉肇嘉等4人が幹事となったという電報が寄せられている³⁶。

⑩広東省

3月27日に「紳・商・学・報」各界の数百人が会合を開き、同志会を組織することを決め、同志会章程の草案作成者を選び、4月10日の会議で、4月15日に同志会の結成大会を開くことを決定し、省内の府・州・県と埠に代表を挙げて大会に参加するよう要請している³⁷。

⑪湖北省

3月上旬に、武昌商会在同志会の結成を諮議局、憲政籌備会、教育総会、漢口商会などに提案し、その後、何度か会合がもたれ、5月20日に「紳・商・学」界から約600人が参加して、「鄂〔湖北〕省請願速開国会同志会」の結成大会がおこなわれ、投票で幹事長、書記員、会計員、庶務員を選出している³⁸。

江蘇、直隸、奉天、四川、陝西、雲南等の省でも同志会支部が結成され、請願代表を北京に派遣していることが明らかであるけれども、同志会支部の結成に関する史料は今のところ確認できていない。

上掲の事例のように、1910年2月から5月にかけて各省で同志会支部が結成され、そのなかの多くの支部が、「紳・商・学」界を中核に「農・工・報」界等の参加によって結成されている。これらの各界の内実は、諮議局、自治局等のような清朝の立憲化政策を準備し推進するために組織された公認団体や、商会、教育会、農会等のような新政政策を促進していくために公認された団体、あるいは憲政籌備会、憲政研究会のような立憲政治の実現をめざす民間団体等のメンバーであり、いわゆる「立憲派」の社会的基盤であった。

つぎに、いくつかの同志会支部が規約をつくっているのです、その事例を紹介しておきたい。

一つは、5月20日に結成された「鄂省請願速開国会同志会」の「同志会簡章」全8条である。その主なものは以下のようなものである³⁹。

第一条 本会は請願速開国会同志会の支部とし、同志を連合して政府に国会の速開を請求することを主旨とする。

第三条 およそ湖北省に籍があるか、湖北省に寄寓しているか、他の省に
いる湖北人で本会に同情を表す者はみな本会の会員になれる。

第五条 およそ本会会員は入会金2元を納めねばならない。

第六条 本会は幹事長1員、幹事員6員を置き、書記、会計の事務を分任する。

この湖北省同志会の「簡章」は、その内容から「国会請願同志会規約」に基づいて制定されたものとみてまちがいがなく、この時期の多くの支部の規約はこのような内容のものであったと思われる。

もう一つは、広東省の同志会が作成した「広東速開国会同志会分会草案」全11条である。少し長くなるが、主なものをあげれば次のようである⁴⁰。

第一条 本会は広東全省の同志を結合して国会の速開を要求することを目的とする。北京に設立した「同志〔会〕総会」に相応して広東速開国会同志会分会と名づける。

第二条 本会の性質は、北京総会に繋属し、本省の各府州県にはべつに支会を設けるがそれらは本省の分会に繋属する。

第四条 本会は本省の「選民」と各団体（自治研究社、総務商会、自治会、各慈善団体等）により組織する。ただし外省人で広東に居住する者も入会しうる。

第五条 本会は左のような職員を設ける。（一）会長：本会の一切の事務を執行する。会員より公挙する（選挙はべつに章程で議す）。副会長以下略。

第六条 本会は次のような事務をおこなう。

- (一) 調査：(甲) 政府の国会に関する挙動を調査し、随時布告して国民の注意を喚起する。
- (乙) 各省の国会要求の進行状況を調査し、随時布告して国民の国会に対する考えや想いを強める。
- (丙) 外国の国会に関する現状を調査し、随時知識を輸入して国民を教導する。
- (二) 編輯：本会は「憲政浅説」を編輯して各地に送り、一般に普及させ、将来、国会が開設されたときの準備とする。
- (三) 講演：特派員を各地に派遣して国会の必要を講演し、文字を知らない者にも国会の利益を知らしめ憲政の進行を促すことを期す。
- (四) 討論：本会は会員の会合を開いたとき、互いに問題を提出し、国会開設前の準備や開設後の進行について討論する。
- (五) 連絡：本会は代表を挙げて北京の総会に派遣し、また広西省や福建省等の隣省に特派員を送り、随時に連絡し気脈を通じ、全国の同志と同時に運動を推進することを期す。

第九条 本会会員はみな議決権をもつ。議事は多数によって決を取る。

この広東省の草案の内容は湖北省の「同志会簡章」と比べて、格段の違いがあり、その先進性は明白である。一つめは支部のなかに「支会」が設置され、広東省における同志会の組織的ネットワークの構想が提示されていることである。「国会請願同志会規約」にはまだ支会の設立は提示されてはいなかった。二つめは同志会支部の活動内容であるが、そのなかでとくに「憲政浅説」を編纂し、「特派員」よって文字の読めない人にも国会開設の意義を啓蒙することが提唱されていることである。これは前述した「請願即開国会同志会」の総部が広東省にも要請した「特派員」の任務の内容と一致している。三つめは会員による会長の「公挙」とか、多数決による議決の仕方にもみられる組織の「民主化」が提示されていることである。これらの問題はあらためて論及したい。

さらに広東省の分会草案で注目されるのは第四条の会員資格である。一つは「選民」であるが、これが誰を指しているのかわからない。諮議局議員の有権者を指しているのかもしれないが、同志会の会員資格としては奇異な感じをうける。もう一つは商会等の団体の加入が認められていることである。「国会請願同志会規約」では会員は個人加入のみとなっていた。総じて広東省の分会草案は、「国会請願同志会規約」や湖北省の「同志会簡章」に比べてかなりの相違と先進性がみられる。なぜそのように大きな差が規約上に生じたのかは、今後の課題としたい。

(3) 直隸省における第二次国会請願運動

第二次請願運動で結成された同志会支部が各省でどのような活動をしていたのかについては、散発的な動きしかわからない。そこで前述した、憲政研究会が満州問題をめぐる日本との条約調印に反対し、条約を破棄するための全国的な運動を呼びかけ、国会速開請願運動でも率先して取り組んでいた直隸省で、第二次請願運動がどのようにおこなわれていたのか紹介しておきたい。

1910年1月30日に第一次請願を拒否する上諭が公布される前の1月23日、天津で国会速開をどのように進めるかをめぐって、直隸省の団体が集會し、「紳・商・学・警・軍・報」の各界から約2百人が参加し、以下のような決定をしている⁴¹。

- 一. 直隸省の団体名義で直接、国会速開請願の上書をおこなう。
- 二. 直隸省自治研究総所を事務機関とする。諮議局、自治研究総所、天津中国報館を通信機関とする。
- 三. 温世霖等6人を総幹事とし、各州・県の「紳・商・士民」と連絡して運動を推進する方法をはかることに専任させる。
- 四. 通告書を府・庁・州・県に提出し各方面と運動する。

この決定によれば、直隸省では諮議局連合による請願運動とは別に、団体名義で国会速開の請願をおこなうことを決め、その旨を府・庁・州・県に

通告し、運動を推進するために天津に事務機関と通信機関を設置しており、直隸省全体の請願運動の体制づくりが提示されている。この動きは、「請願即開国会同志会」が結成される前のことであり、ここに直隸省の請願運動の先駆性があった。

さてこの提案を受けて、1月30日には保定府で「紳・学」の各界が、2月2日には永平府で「紳・商・学」の各界がそれぞれ国会速開を求める「全体大会」をおこない、さらに邢台県、監山県では請願代表を選出して天津へ派遣すると連絡している⁴²。このような動きを受けて、3月30日、天津で「紳士」70人余りが会議し、4月15日に直隸省全体の会議を開き、第二次請願代表を選出することを決め、当日、約500人が参加して大会を開き、請願代表7人を「公挙」している⁴³。この大会に地方で選出された代表がどれくらい参加していたかはわからないが、この日、「公挙」された7人が「直省紳民代表」の直隸省代表として北京に赴いている。

このように請願代表を選出していくなかで、国会速開を支持する署名活動が各地でおこなわれ、直隸省全体の署名者が数万人から20万人であったという報道がなされている⁴⁴。侯宜傑氏は中国第一歴史档案館で『国会請願紳民銜名冊』を見つけ、第二次請願運動での直隸省の署名者数が25,051人であり、そのなかで知識人と商人が59%を占めていること、署名者が社会の各階級、階層に及んでいたこと、を指摘している⁴⁵。この署名活動からみても、直隸省での第二次請願運動がかなりの広がりを見せていることが推測できる。

ところで、直隸省の団体や各界の動きは早かったにしては同志会の結成は遅かったようである。直隸省の同志会がいつ成立したかは明らかにしないが、5月10日の『順天時報』に「順直請願同志会」の名前が初めて登場する。『大公報』に初めて登場するのは5月22日であり、5月上旬には同志会支部が成立していたと思われる。なお「継続請求請願国会順直団体事務所」という名前が2月23日の『大公報』から登場して活動しており、それが同志会の事務所と同じ「河北三条石」にあったことから、その「事

務所」が同志会支部と同じような役割をおこなっていたといえそうである。

ついでに直隸省の商会の動向に触れておきたい。

2月6日に「請願即開国会同志会」が結成された直後、北京の代表団から天津の商会に、同志会を組織し、陰暦3、4月にかけて請願代表を北京に派遣してもらいたいとの要請がきている⁴⁶。おそらくこの要請を受けて、2月19日に天津の商会の呼びかけで会議がなされ、天津、永平、保定の商会の発起により直隸省全体の「商界」を召集して天津で大会を開き、代表を「公挙」して国会速開の請願を継続することを決めている⁴⁷。その後また、北京の代表団は3月21日に直隸、江蘇、広東、湖南、湖北の5省の商会が発起して、各省の商会を連合して、陰暦4月中に漢口で大会を開き、北京に代表を送り請願上書するよう依頼している⁴⁸。6月9日になって直隸商業研究所議長の杜寶楨が直隸省の商界代表に「公挙」され、北京に赴いている⁴⁹。

(4) 京師（北京）国会期成会の結成

請願代表たちが結集した北京でおこなわれた国会速開運動について言及しておきたい。第一次請願の失敗後、「請願即開国会同志会」が結成されたほぼ同じ時期に、請願代表団を歓迎し支援する活動をしていた北京の同志たちが、2月4日、黎宗嶽等の発起により京師国会期成会を結成した⁵⁰。

そして2月16日に、京師国会期成会は各省の諮議局や学会、商会にむけて概ね次のような通告をおこなった⁵¹。

第一次請願が失敗し、請願代表たちが死を誓って郷里に帰らないと頑張っているのを見て、北京の同志数百人が請願代表を支援しようとして国会期成会を結成した。国会速開は事が重大なのでさまざまな方法をとるべきで、諮議局が地方自治会、憲政会等を連合して国会期成会分会を組織し代表2人を公挙して、教育会、商会の代表とともに、4月19日以前に北京に集まり、期成会と一緒に連名で国会速開の上書を提出するようお願いしたい。

この呼びかけに応じて、いくつかの省で期成会分会を組織し、代表を選んで北京に派遣する動きがあった。若干の事例をあげておきたい。

- ①山西省では、前述したように、「農・商・紳・学」の各界が2月13日に会議し、21日に国会期成会を結成することを決めている⁵²。
- ②浙江省では、4月12日に杭州の商務總會が国会期成会を開き、「複選投票」で北京に赴く代表2人を選出した。この会議には「紳・商・学」の各界と諮議局議員等を含めて約2百人が参加している⁵³。
- ③江西省では、教育總會が特別大会を開き、国会期成会分会を組織することを決議し、代表2人を「公挙」して諮議局、商会の代表とともに4月19日までに北京に赴くことを決めている⁵⁴。
- ④江寧商務總會が3月17日に大会を開いた際、陶席山が演説のなかで、「近頃、各省の商会、学会、その他の団体がともに国会期成会を組織し、代表を公挙して第二次請願をはかっていることがしばしば新聞に報道されている」と発言している⁵⁵。

上掲の事例①②③のように、京師国会期成会の呼びかけにいくつかの省や商会等の団体が分会を結成する動きを示しており、また事例④からも国会期成会の影響力が地方に及んでいる様子がうかがえる。請願運動をもりあげるためにさまざまな方法が試みられるべきであるが、国会期成会の独自性や役割がどこにおかれていたのかよくわからない。前述したように、山西省の同じ記事内容に対して、「期成会」と「同志会」の両方が使用されており、ほぼ同じ時期到北京から支部ないし分会の結成依頼が舞い込んだ地方では混乱があったのではないと思われる。

そのような懸念があったためかどうかはわからないが、「国会期成会と国会請願会が合併して勢力を厚くしようと話し合っている」⁵⁶との報道がなされたり、北京の請願代表団が広東省諮議局に宛てた手紙のなかで、「近頃、京師の他の団体が国会期成会を組織し、各所に通告したと聞いているが、目的は同じでも方法が少し異なっている。同人等は合併声明をまだ聞いていない」⁵⁷と述べているところから、両者の間で合併の動きがあっ

たようである。また「国会期成会の3人が今日（5月13日）、華僑請願代表陸乃翔の歓迎宴を開いた。国会請願代表、紳商学各界も同席した。宴会が終わった後、請願の進行策について相談した」⁵⁸との報道があるように、両者は請願運動で協力しあってもいたようであるが、第二次請願運動が失敗した後は国会期成会の動向は新聞記事に現れなくなった。

国会期成会がおこなった請願運動とその評価を充分になしえないが、上述したように国会速開を支持する北京の同志が国会期成会を組織し、北京でも全国に一定の影響を与えた国会速開運動がなされていたのである。

（5）第二次国会速開請願代表の歓送

北京に赴いて請願書を提出した第二次請願代表たちがどのように歓送されたかについて触れている資料は多くない。

陝西省の第二次請願代表となった郭忠清が5月12日、「父老」数千人に見送られて上京したと『時報』（1910年5月25日）が報じているように、請願代表の歓送は盛大におこなわれたようである。

上海では、5月22日、第二次国会速開請願代表となった上海商務總會代表の沈縵雲、孟昭常（すでに上京）、蘇州商務總會代表の杭祖長、江蘇省教育總會代表の姚文柁、雷奮（すでに上京）、江寧商務總會代表の張佐清の歓送茶話会が、上海の予備立憲公会の建物をかりて、江蘇諮議局研究会、江蘇教育總會、上海城自治公所、上海商務總會、国会請願同志会等の15団体が参加しておこなわれ、翌日にも上海商務總會代表の沈縵雲の歓送会がおこなわれた。歓送会が終わって、沈がフランス租界の招商局の碼頭で北京行きの汽船「新銘」に乗り組む様子を、『時報』（1910年5月24日）はつぎのように報じている。

先頭には国旗、商会旗、「国会請願の旗」が、次ぎに音楽 [隊] が、次ぎに沈君が衣冠を着て進み、次ぎに請願書を取めた彩られたうてなが、その次ぎには恭しく見送る紳商、各業・各団体の代表が一律に衣冠を着てあたかも大事に臨むかのようにかしまって続いていく。見

る者は敬せざるをえない。その次ぎに商団、学生が隊列を組んで新銘汽船に進んでいく。その次に商会総理の周金箴君が請願書を捧げて汽船に乗り込み、紳商たちがそれに従う。周君が跪いて請願書をいただくとも皆も跪き、沈君が跪いて請願書を受けると、商団や学生が中国万歳を三唱した。云々。

この記事は、上海の商会代表の請願代表の歓送にふさわしく、多くの商會関係者に見送られている様子を彷彿とさせるが、国旗とか身分・官位に応じた衣冠の着用や請願書の恭しい取り扱いから連想される厳かな儀式めいたなかに、皇帝の住む都に請願に赴く緊張感と同時に、請願運動が一般民衆からまだまだ遊離しているという印象を与えている。北京に到着後、沈縵雲は同郷の誼のある軍機大臣や都察院都御史等、政府高官に謁見し、国会速開の必要性を説いている⁵⁹。第二次請願代表者の多くもこのように政府高官と会見できる社会的身分を保持していた。とはいえ、諮議局議員による第一次請願に比べれば、運動が広がりをもみせ大衆的になっていることは確かである。

小 結

紙数の都合上、第三次国会速開請願運動以降は次稿にゆずることになった。そのためとりあえず、本稿で考察した第一次請願運動から第二次請願運動までにおいて、明らかになったことを整理しておきたい。

第一は、国会速開請願運動が、各省の諮議局代表による運動から、「紳・商・学」界や八旗・華僑をも巻きこんだ運動へと発展したことである。このように参加者が増大し運動が発展したのは、請願運動を支える「同志会」が結成されたためである。同志会は、「請願速開国会同志会」→「請願即開国会同志会」→「国会請願同志会」へと名称を変更していきながら、次第に組織的整備がなされ、本部が上海から北京へ移り、多くの省で支部がつくられて、全国的に請願運動をおこなえる組織へと発展していった。

第二は、請願運動が発展するなかで、いくつかの民主主義的要素が見られることである。事例としてつぎの2つを挙げておきたい。

- ①同志会の幹部や請願代表を選出にあたって、「紳・商・学」界の人々を中心に集会を開き、彼等を「公拳」していることが多々見られることである。
- ②同志会の拡大や請願に賛同する署名活動をおこなうとき、集会を開いて演説をおこない、民衆への啓蒙のために、立憲政治の啓蒙パンフレットやピラ、「白話報」を配布して、宣伝工作がなされていることである。

これらの論点は本文では指摘だけに終わったが、第三次以後の請願運動のなかで改めて論及したい。

註

- 1 耿雲志「論清末立憲派的国会請願運動」『中国社会科学』1980年5期；韋慶遠・高放・劉文源『清末政治史』中国人民大学出版，1993年；侯宜傑『二十世紀初中国政治改革風潮』人民出版社，1993年，等。
- 2 『時報』1909年12月18日「各省之国会熱」。
- 3 『時報』1909年12月29日「請願速開国会各省代表在上海會議紀事」。上海に集合した諮議局代表の人数については、16省55人説（張朋園『立憲派與辛亥革命』台湾商務印書館，1969年）、16省51人説（侯宜傑、韋慶遠・高放・劉文源の前掲書）とがあり、今のところ確定しがたい。張謇が「送十六省議員詣闕上書序」（『申報』1909年12月29日）において、16省30人余りと記しているのを重視すべきではないかと思っている。
- 4 『時報』1910年1月1日「各省請願速開国会代表組織同志會紀聞」。
- 5 『時報』1910年1月2日「請願速開国会各省代表在上海會議紀事之続」。
- 6 請願書を提出したのは19省であるが、そのうち四川、雲南、陝西、貴州の4省は代表が北京に到着しておらず、代表が請願書を都察院に提出したのは15省である。
- 7 『時報』1910年1月31日「請願速開国会同志會規約」。
- 8 『大公報』1909年10月25日「開辦研究会」。
- 9 『大公報』1909年10月30日「要電照録」。
- 10 『大公報』1909年11月3日「電争照録」；4日「覆電照録」；5日「覆電再誌」；7日「雲南諮議局之覆電」；9日「兩接覆電」；11日「復電照録」。
- 11 『大公報』1909年11月22日「争廢新約」。

- 12 『大公報』1909年11月22日「要求国会」；23日「議員覆電」。
- 13 『大公報』1909年11月22日「籌還國債會緣起」。『天津商会档案匯編』下（天津人民出版社，1989年）1899～1902頁。
- 14 『天津商会档案匯編』下，1906～1907頁。
- 15 『時報』1909年12月24日「浙省紳商學界籌還國債談話會紀事」；『時報』1910年1月25日「浙江籌還國債會大會詳情」。
- 16 『時報』1910年1月16日「浙省籌還國債會章程草案」。
- 17 侯宜傑氏は、「国会請願代表の観点は籌還國債會とは異なつて、国会開設が問題を解決する根本であると考えていたため、合併して共同行動をとらなかつた。それは失敗であつた」（『二十世紀初中国政治改革風潮』人民出版社，1993年，274頁）と指摘されており、国会速開請願運動の指導者が合併を拒否したように読める。しかし合併すべきだとの主張はあつたが、実際にどのような合併工作がなされたのか、国会速開請願運動の指導者が合併を拒否したのかどうかは、今のところ確認できない。
- 18 『時報』1910年1月31日「請願速開国会同志會規約」。
- 19 『時報』1910年2月23日「請願即開国会同志會改定簡章」。
- 20 『東方雜誌』1910年第2期，記載第三，中国時事彙録。
- 20 『時報』1910年3月18日「国会請願之最近進行」。
- 21 『時報』1910年4月14日「要電」。
- 22 『時報』1910年4月5日「要電」。
- 23 『時報』1910年5月14日「要電」。
- 24 『時報』1910年5月5日から5月14日「国会請願同志會意見書」。
- 25 『申報』1910年3月5日「晋省国会期成會成立」。
- 26 『申報』1910年3月13日「国会請願代表近状」。
- 27 『申報』1910年3月26日「湖南請願代表將次到京」。
- 28 『時報』1910年4月5日「請願即開国会同志會上海支部成立」。
- 29 『時報』1910年4月16日「要電」。
- 30 同前。
- 31 同前。
- 32 『時報』1910年4月17日「要電」。
- 33 『申報』1910年5月17日「京師近事」。
- 34 『申報』1910年5月20日「国会請願之近状」。
- 35 『申報』1910年4月26日「安徽請願同志會大會詳紀」。
- 36 『申報』1910年5月5日「電告桂省同志會成立」。
- 37 『申報』1910年4月5日「紀請願同志會第一次會議」；4月17日「粵省同志會開第三次會議」；5月16日「粵省同志會集議組織大會場」。
- 38 『申報』1910年5月20日「国会請願進行之近状」；5月27日「鄂省請願速開国会同志會成立」；『時報』1910年5月27日「湖北省請願同志會成立紀事」。
- 39 『時報』1910年3月10日「武漢紳商組織請願国会同志會」；5月27日「湖北省請

- 願同志会成立紀事」；『申報』1910年5月27日「鄂省請願速開国会同志会成立」。
- 40 『申報』1910年4月12日「広東速開国会同志会分会草案」。
- 41 『大公報』1910年1月26日「熱心国会」。
- 42 『大公報』1910年1月30日「熱心国会」；2月2日「国会再求」。『大公報』1910年3月21日「直紳国会熱」；27日「代表到津」。
- 43 『大公報』1910年4月1日「訂期開会」；4月16日「開会紀聞」。4月1日の記事では4月12日に開催とあるが、『天津商会档案匯編』（下、2335頁）には、順直団体事務所が4月15日に会議を招集する案内を出しており、15日の方を採用した。なお15日、「公挙」したのは4人で、残りの3人は保定府で「公挙」されたものである。
- 44 『大公報』1910年4月1日「訂期開会」；7月1日「代表與状元何傷」。
- 45 侯宜傑、前掲書、284-287頁。
- 46 『天津商会档案匯編』下、2335頁。
- 47 『大公報』1910年2月20日「籌議国会事」。
- 48 『天津商会档案匯編』下、2337~2338頁。『申報』1910年4月27日「国会請願代表団敬告各省商会書」。
- 49 『大公報』1910年6月10日「国会熱忱」。
- 50 『時報』1910年2月4日「要電」；2月17日「要電」；『正宗愛國報』1910年2月15日「国会期成会成立誌盛」。
- 51 『時報』1910年2月23日「京師国会期成会通告」。『申報』1910年2月23日「国会期成会函請公挙代表」。
- 52 『申報』1910年3月5日「晋省国会期成会成立」。
- 53 『時報』1910年4月16日「詳誌浙省国会期成会公挙代表情形」。同じ内容が、『申報』1910年4月14日「選挙国会請願代表紀事」に掲載されている。『時報』の記事では、商会の代表2名が選出されたと読めるが、『申報』の記事では、浙江省の代表のように読める。また選出された請願代表は、『時報』では「期成会」の要請にこたえたものであるが、『申報』の記事では「同志会」「期成会」のどちらの要請にこたえたのか不明である。
- 54 『申報』1910年3月18日「国会請願之往来函件」。
- 55 『時報』1910年3月21日「江寧商務商会組成国会請願同志会開会紀事」。
- 56 『時報』1910年2月22日「要電」。
- 57 『申報』1910年3月28日「請願代表団致粵諮議局函」。
- 58 『時報』1910年5月14日「要電」。
- 59 『時報』1910年6月15、16日「大僚與国会代表之間答」。

The Petition Movement asking for the Immediate Convocation of a National Assembly in China early in the 20th Century (1)

Masaaki KUSUNOSE

We know that a large scale petition movement asking for the immediate convocation of a National Assembly occurred in China. I have been interested in this movement, especially what kind of the movement it was, and how democratic it was.

In this paper, I have tried to discuss the following two points.

- 1) The petition movement had four stages in its development. In this paper I deal with the first two stages and in the next paper I will discuss the remaining two stages.

The first stage of the petition movement was promoted by the delegates of each Provincial Assembly (諮議局). At the second stage, many people, namely, Circles of “gentry, commerce, educational” (「紳・商・学」界), Eight Banners (八旗) and Chinese overseas (華僑) also joined the movement.

At that stage many people organized the Association of Comrades Requesting the Immediate Opening of Parliament (請願速開国会同志会) which supported the petition movement. The Society changed its name three times, but it finally became a nationwide organization. The headquarters of the Society moved from Shanghai (上海) to Beijing (北京). Most of the Provinces had its branch.

- (2) In the movement, we had seen many democratic factors. The

followings are its two examples.

- a. The members of various associations held meetings and elected leaders of the association and petition delegates.
- b. While these associations grew bigger, their members tried to collect signatures for petition, they held meetings, made speeches and enlightened the necessity of constitutional government, distributing pamphlets and handbills in the simple language.